

国立感染症研究所競争的資金等不正防止計画

平成27年 4月 1日 策定  
令和 3年 4月 1日 改正

国立感染症研究所では、国立感染症研究所における競争的研究資金等の管理・監査における基本方針(平成27年1月8日所長策定)第7項に基づき、競争的資金等不正防止計画を以下のとおり定める。所内全職員等は本計画を十分に理解し、計画の適切な遂行に向けて迅速に取り組むことが求められる。なお、今後は様々な機会を通して不正発生要因の実態把握に努め、随時、本計画に反映させていくものとする。

	項目	不正発生要因	不正防止計画
第1節 機関内の責任体系の明確化		<ul style="list-style-type: none"> <li>責任体制が明確でないため、組織としてのガバナンスが機能しない。</li> <li>責任者等が交代する際、十分な引継ぎが行われない。</li> <li>競争的資金および経理事務量に比して経理担当事務正規職員が少なく、業務が過剰になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高管理責任者による不正防止基本指針の策定</li> <li>コンプライアンス推進責任者を総務部長とし、各庁舎にコンプライアンス推進副責任者を新たに置き、それぞれの責任範囲を明確にし、実効的な管理監督を行い得る体制を構築する。</li> <li>責任体制に付きホームページで公開する。</li> <li>最高管理責任者に対して、管理運営の実施状況について定期的な報告を義務づける。</li> <li>経理担当事務職員の業務が過剰にならないよう、調整課外部研究資金管理室の業務所掌の見直しを進める。</li> </ul>
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	(1) ルールの明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルールと実態の乖離</li> <li>研究者や事務職員のルールの誤認識や理解不足による誤った運用</li> <li>配分機関によるルールの違いによる混乱や誤認識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正防止計画に基づいた規程および取扱要領の整備と関係者全員に向けた配布と講習会(全員受講)による周知。</li> <li>競争的資金等に対する相談窓口を調整課外部研究資金管理室に設置し対応。</li> <li>ルールが複数ある場合の対照表を作成。</li> <li>必要に応じてルールの変更等も含めた対策を講じる。</li> </ul>
	(2) 職務権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各段階の関係者の職務権限が曖昧なため、十分なチェックが機能しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務取扱要領と業務の実態の乖離をチェックし、決裁手続を簡素化するとともに決裁者の責任を明確にする等要領の見直しを行う。</li> <li>研究者発注に関して、その権限と責任を取扱要領に明示し、講習会で受講者が理解しやすい具体的な例を提示しつつ周知させる。</li> </ul>
	(3) 関係者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費について公的資金であるという意識が希薄である。</li> <li>自らのどのような行為が不正や不適切な運営・管理に当たるかに関する理解不足</li> <li>研究費の不正使用が組織的取組の不十分さからも生じることの認識不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定し、周知徹底する。</li> <li>研究費に係る全ての構成員に対し、誓約書の提出を求める。</li> <li>公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正防止計画及びルール等に関するコンプライアンス教育等を実施するための体制を、受講状況・理解度チェック・対象と内容の見直しを含めて整備する。</li> </ul>

	(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。</li> <li>・不正を発見した者が不利益を受けることを恐れ、告発を躊躇する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究不正に関する規程と調整しつつ通報窓口を整備し、連絡先についてはホームページ等に整理して掲載する。また、講習会等で職員等に周知する。</li> <li>・通報窓口である総務部総務課の守秘義務を徹底する。</li> </ul>
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正発生を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない。</li> </ul>	講習会の理解度チェック、あるいは相談窓口で蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有しつつ整備すべき具体的な不正防止計画へと改訂する。
	(2)不正防止計画の実施	不正防止計画を実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。</li> <li>・不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画を修正する。</li> </ul>
第4節 研究費の適正な運営・管理活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者が予算の執行状況を把握しておらず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生し、結果として事務担当者の多忙を招き、経費管理が不十分になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある時点で対象となる全職員等に対し、予算執行状況の確認を要求する。</li> <li>・極端に執行率の低い職員等に対しては別途ヒアリングを行う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引等を通じて、取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する場合がある。</li> <li>・取引先業者が不正に対する認識を持っていない場合にリスクが高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正のリスク要因が高いと判断された場合は、不正経理に協力しない旨の誓約書の提出を求めることを取引業者に周知する。</li> <li>・ホームページ等において、不正防止に関する注意喚起を取引業者にも認識させる。</li> </ul>
		カラ出張、旅行日程の水増し等の不正が発生する。	旅行の事実を証明する書類等の提出を義務化し、宿泊先及び用務先の追跡や確認を可能にする。
		謝金に関して出勤簿の改ざん、カラ雇用等が発生する。	勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及び不定期の調査等により実証する方策を策定する。
		換金性が高い物品にもかかわらず、備品に該当しない物品に対する管理が不十分。	該当物品を定義付けし、競争的資金で購入したことの明示と物品の所在を記録する。
第5節 情報発信・共有化の推進		相談窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	相談窓口を整備し、連絡先についてはホームページ等に整理して掲載する。また、研修会等で職員等に周知する。
第6節 モニタリングの在り方		モニタリングが適切に実施されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進委員会と内部監査担当部署である総務部会計課が情報を共有し、的確なモニタリングを実施する。</li> <li>・不正防止計画の適正性を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。</li> <li>・必要に応じて外部会計専門家によるチェックを実施する。</li> </ul>